



保険医療

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きについて

国民健康保険に加入の方や後期高齢者医療制度に加入の方で、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月31日です。8月1日以降も、引き続き医療機関などに認定証の提示が必要な場合は、保険証と印鑑を持参のうえ、町民課保険医療係で手続きをさせていただきます。

※ 国民健康保険加入の70歳未満の方は「限度額適用認定証」と「標準負担額減額認定証」が別々になっています。

なお、「標準負担額減額認定証」を申請される方で、長期入院されている場合のみ、領収書などの入院期間の確認できるものが必要になります。(平成19年8月1日以降で、入院日数が90日を超えることを証明できる書類)
※ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、

◆ 保険医療 ◆ 農業

町民税非課税世帯の方のみの発行となります。また、「限度額適用認定証」については、国民健康保険税の納め忘れのある方は、原則として申請できません。

問い合わせ

役場町民課保険医療係
☎985-4107

農業

安全防除について

病虫害や雑草による被害が増える時期になりました。防除は適切に行い、安全への対策を心がけ、安全防除の輪を広げましょう。

農産物の安全

農薬は使用方法を確認し、使用の基準を守りましょう。

環境の安全

使用済み容器はしっかり洗浄し、適正に処理しましょう。

農薬の空容器の「野焼き」はできません。「産業廃棄物業者」に引き取ってもらうか、

◆ 福祉 ◆ 年金 ◆ 税

「JA松山市」が実施する廃農薬・廃容器回収日(2年ごと)に適正に処理してください。

使用者の安全

散布するときは、体調を整え、防除マスクを着用し、肌の露出の少ない服装で行いましょう。

農薬中毒やケガ、熱中症になった際、素早く処置ができるよう、水、包帯などを備えておきましょう。

防除作業について

農作物を病虫害や雑草から守るため、防除作業を行います。今一度「確認」を!

○ 農薬の種類は

○ 使用量・使用時期は

○ 風向き・強さは など

一斉防除について

豊かな実りを迎えるための大切な作業です。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ

役場産業課農林係

☎985-4119

JA松山市 生産部

☎946-1611

中予地方局産業振興課

伊予農業指導班

☎982-0477

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

現在受給している方

児童扶養手当を受給している方は「現況届」を、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」を、毎年8月中に提出しなければなりません。

受給者には、別途通知しますので、必ず提出してください。

新たに申請する方

○特別児童扶養手当

この手当は、20歳未満の心身に障害のある児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

ただし、障害を事由とする年金を受給していないこと、対象児童が施設などに入所していないことなどの条件や所得制限があります。

問い合わせ 役場福祉課生活・障害福祉係
☎985-4112

○児童扶養手当

この手当は、父と生計が同一でない児童(18歳未満、障害がある場合は20歳未満)を養育している母又は養育者に支給されます。

手当の対象になる児童

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害をもつ児童
- ④ 父が生死不明である児童
- ⑤ 父が1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父が1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母が出産した児童
- ⑧ 出産の事情が明らかでない児童

ただし、支給要件には、遺族補償を受けていないなどの条件や所得の制限があります。

問い合わせ 役場福祉課児童福祉係
☎985-4114